

障害福祉のしおり

(別冊：障害福祉サービス等利用の方向け)

姫 路 市

(令和8年度版)

障害者福祉サービス等

障害福祉サービス等の体系 (ID:1377、ID:1384、ID:1389、ID:1405、ID:1408)

障害者総合支援法、児童福祉法、地域生活支援事業のサービス等は下表のとおりです。

※「☆」のサービスは、支給決定及び受給者証の交付を受ける必要があります。

※「◇」のサービスは、家計の負担能力に応じた額の負担（原則1割負担）が必要です。

※介護保険制度で同等のサービスがある場合、65歳以上の方又は介護保険制度が定める16の特定疾病に該当する40歳以上65歳未満の方については、介護保険課（079-221-2449）が窓口です。

○お問い合わせ ※担当名の横の括弧内は、電話番号及び主な担当業務

障害福祉課 (FAX(共通) 079-221-2374)

- ・管理担当/請求担当 (電話 079-221-2454 障害福祉サービス等の事業所関係)
- ・給付担当 (電話 079-221-2305 身体障害者手帳、療育手帳、補装具費、日常生活用具費の申請等)
- ・支援推進担当 (電話 079-221-2309 障害児の福祉サービス等の利用、精神障害者保健福祉手帳申請等)
- ・支援相談担当 (電話 079-221-2457 障害者の福祉サービス等の利用等)

| サービスの種類 | 内 容 | 備 考 |
|-----------------------------------|---|-------------------------|
| 介護給付 居宅介護 (ホームヘルプ) (☆・◇) | 障害者(児)が居宅において日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等を行います。 | 身体介護、家事援助、通院等介助、通院等乗降介助 |
| 重度訪問介護 (☆・◇) | 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害により行動上著しい困難があり、常時介護が必要な障害者に、居宅での入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出時の移動中の介護を総合的に提供します。 | |
| 同行援護 (☆・◇) | 視覚障害により、移動に著しい困難がある障害者(児)に、外出時に、移動に必要な情報を提供し、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出時に必要となる援助等のサービスを提供します。なお、通年かつ長期にわたる移動中の介護は対象外です。 | |
| 行動援護 (☆・◇) | 知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難があり、常時介護が必要な障害者(児)に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等のサービスを提供します。なお、通年かつ長期にわたる移動中の介護は対象外です。 | |
| 重度障害者等 包括支援 (☆・◇) | 常時介護が必要で、その介護の必要の程度が著しく高い障害者等に、居宅介護等の在宅での障害福祉サービスを包括的に提供します。 | |
| 療養介護 (☆・◇) | 医療及び常時介護が必要な障害者に、主に昼間に病院・診療所等で行われる機能訓練、栄養上の管理、看護、医学的管理下での介護及び日常生活上の支援を提供します。 | |
| 生活介護 (☆・◇) | 常時介護が必要な障害者に、主に昼間に障害者支援施設等で行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会等の支援を提供します。 | |

| サービスの種類 | | 内 容 | 備 考 |
|------------------------|------------------------------|---|-------------------------------------|
| 介護 給 付 | 短期入所 (ショートステイ) (☆・◇) | 居宅で介護を行っている方の病気その他の理由により、居宅での介護が一時的に困難になった場合に、障害者支援施設等への短期間の入所により、入浴、排せつ又は食事の介護等の支援を提供します。 ※原則として宿泊を伴います。 | |
| | 施設入所支援 (☆・◇) | その施設に入所する障害者に、主に夜間に入浴、排せつ又は食事の介護等の支援を提供します。 | |
| 訓練 等 給 付 | 自立訓練 (機能訓練) (☆・◇) | 地域生活を営むことができるよう、一定期間、身体的リハビリテーション、日常生活上の訓練等の支援を提供します。 | |
| | 自立訓練 (生活訓練) (☆・◇) | 地域生活を営むことができるよう、一定期間、日常生活能力の向上を図り、サービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を提供します。 | |
| | 宿泊型自立訓練 (☆・◇) | 知的障害又は精神障害者に、居室その他の設備を利用させ、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。 | |
| | 就労選択支援 (☆・◇) | 就労を希望する障害者の適切な選択のため、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、就労に関する適性、知識及び能力の評価、就労するために必要な配慮等の整理を行う等の支援を提供します。 | |
| | 就労移行支援 (☆・◇) | 就労を希望する障害者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を提供します。 | |
| | 就労継続支援 (☆・◇) | 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を提供します。 | A型：雇用型 B型：非雇用型 |
| | 就労定着支援 (☆・◇) | 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者に、一定期間、就労継続のために必要な事業所、関係機関等との連絡調整等の支援を提供します。 | |
| | 自立生活援助 (☆・◇) | 施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者が居宅における自立した日常生活を送る上での必要な対応について、一定期間、定期的な巡回訪問又は随時の相談対応により、必要な情報の提供及び助言等の支援を提供します。 | |
| | 共同生活援助 (グループホーム) (☆・◇) | 共同生活住居に入居する障害者に、主に夜間に相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。 | 介護サービス包括型 外部サービス利用型 日中サービス支援型 |
| 相談 支 援 給 付 | 地域移行支援 (☆) | 障害者支援施設等に入所している又は精神科病院に入院している精神障害者等に、住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談等、必要な支援を行います。 | |
| | 地域定着支援 (☆) | 居宅で単身等で生活する障害者に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性により生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。 | |
| | 計画相談支援 障害児相談支援 (☆) | 障害福祉サービス等の申請に必要な障害者等の心身の状況、利用に関する意向等を勘案したサービス等利用計画案(障害児支援利用計画案)の作成、サービス事業者等との連絡調整等、サービス等の利用状況の検証(モニタリング)等を行います。 | |

| サービスの種類 | | 内 容 | 備 考 |
|--|--------------------------|--|-----------------------|
| 児童 通 所 給 付 | 児童発達支援 (☆・◇) | 児童発達支援センター等の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を提供します。 | |
| | 居宅訪問型児童 発達支援 (☆・◇) | 重度の障害等の状況により児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力向上のために必要な訓練等を提供します。 | |
| | 放課後等デイサ ービス (☆・◇) | 就学している児童に、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を提供します。 | |
| | 保育所等訪問 支援 (☆・◇) | 児童が集団生活を営む施設等に通う施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を提供します。 | |
| 地 域 生 活 支 援 事 業 (給 付) | 理解促進・啓発 事業 | 障害者の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行い、共生社会の実現を図ります。 | |
| | 相談支援事業 | 障害者(児)が障害福祉サービス等を利用し、その能力及び適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者(児)の保護者又は介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、障害者(児)に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整等、権利擁護のために必要な援助を行います。 | |
| | 成年後見制度利 用支援事業 | 成年後見制度の利用が有用な知的障害者又は精神障害者で、本人、配偶者及び四親等内の親族等が成年後見開始の申立てができない場合に、申立事務を行います。 | |
| | 意思疎通支援事 業 | 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害により、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います(利用登録が必要)。 盲ろう者及び失語症者に、コミュニケーションや移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の派遣や失語症向け意思疎通支援者の派遣を行います(利用登録が必要)。 | |
| | 日常生活用具費 給付事業(◇) | ※「日常生活用具費」(しおり本編P14)を参照してください。 | |
| | 意思疎通支援者 養成研修事業 | 聴覚障害者、盲ろう者、失語症者等の外出時の意思疎通を支援するため、手話表現技術を習得した手話通訳者、要約筆記技術を習得した要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員及び失語症者向け意思疎通支援者を養成します。 | |
| | 移動支援事業 (☆・◇) | 屋外での移動が困難な障害者(児)に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行います。 | 全身性障害 知的障害 精神障害 |

| サービスの種類 | | 内 容 | 備 考 |
|--------------|-------------------------|---|-------------------|
| 地域生活支援事業（給付） | 地域活動支援センター事業（☆・◇） | 障害者等に、地域活動支援センター等において、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の支援を提供します。 創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行う基礎的事業と、右記の類型の機能強化事業で構成されます。 | I型 II型 III型 |
| | 福祉ホーム事業（☆・◇） | 現に住居を求めている障害者に、低額な料金で、居室その他の設備及び日常生活に必要なサービスを提供し、障害者の地域生活を支援します。（家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅で生活することが困難な障害者が対象） | |
| | 訪問入浴サービス事業（☆・◇） | 在宅での入浴に支障がある身体障害者（児）等に、訪問での入浴サービスを実施します。 | |
| | 日中一時支援事業（日中短期入所事業）（☆・◇） | 居宅で介護を行う者の疾病等により介護者が不在となる場合に、障害者（児）を障害者支援施設等に日帰りで入所させ、入浴、排せつ又は食事の介護等のサービスを提供します。 | |
| | 日中一時支援事業（タイムケア事業）（☆・◇） | 小学校・中学校・特別支援学校等に在籍している障害児に、下校後に活動する場を確保し、家族の就労支援と一時的休息を目的として障害児を預かるサービスを提供します。 | |
| | 社会参加支援事業 | ・レクリエーション活動等支援事業 障害者の体力増強、交流、余暇等に資するためのレクリエーション活動、障害者等がスポーツに触れる機会を提供します。 ・芸術文化活動振興事業 芸術文化活動を通じて障害者の創作意欲を増進するため、料理講習会等を開催します。 ・点字・声の広報等発行事業 ※「視覚障害者用議会報ひめじ」（しおり本編 P13）を参照してください。 ・自動車運転免許取得・改造助成事業 ※「自動車運転免許取得費」「自動車改造費」（しおり本編 P10, 11）を参照してください。 | |
| | 就業・就労支援事業 | ・障害者就業促進・安定化事業 現在就労している又は就労を希望し、就労に関する支援を必要とする障害者に、助言、支援及び職場開拓等を行います。 | |

指定障害福祉サービス事業者・指定児童通所支援事業者・指定地域生活支援事業者の一覧表（事業者一覧）は障害福祉課のホームページでご確認ください。

独立行政法人福祉医療機構のWAM-NET(<https://www.wam.go.jp>)でも確認できます。

事業者により、実施しているサービス内容が異なりますので、詳しくは

「事業者一覧」を参照し、各事業所へご確認ください。

※事業者一覧：<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000001185.html>（ID:1185）



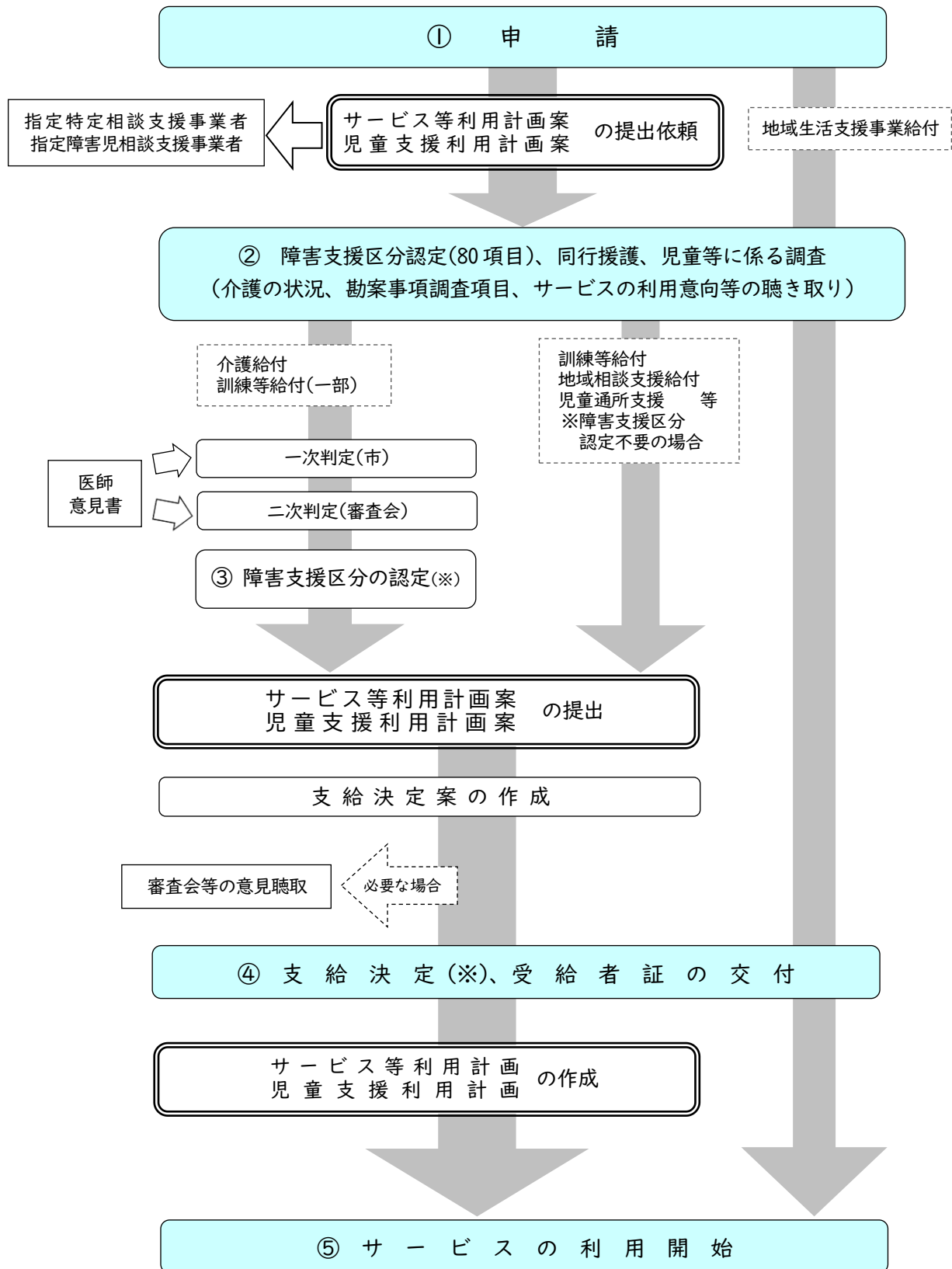
■自立支援医療

「自立支援医療（更生医療）」「自立支援医療（育成医療）」「自立支援医療（精神通院医療）」（しおり本編 P24, 25）を参照してください。

■補装具

「補装具費（購入・借受け・修理）の支給」（しおり本編 P14）を参照してください。

サービス利用の方法



(※) 不服がある場合、県に不服申立て(審査請求)をすることができる。

サービス利用の流れ (ID:1413)

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等及び児童福祉法に基づく児童通所支援の利用を希望する方は、姫路市（障害福祉課）に申請し、聴き取り調査等を経て、支給決定を受ける必要があります。

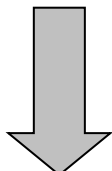
児童通所支援に関する利用の流れの詳細は、障害福祉課のホームページから確認できます。

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000001377.html> (ID:1377)



【① 申請】

障害福祉サービス等の利用を希望する方は、障害福祉課、関係相談機関又は事業所等で情報収集・相談し、姫路市に申請します。（利用希望者又は計画案を作成する相談支援事業者が申請する）



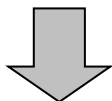
【サービス等利用計画案の提出依頼】

介護給付、訓練等給付等のサービスの利用を希望する場合、申請者が指定特定相談支援事業者 서비스에地域利用計画案の作成を依頼します。

※児童通所支援の場合は、指定障害児相談支援事業者が児童支援利用計画案の作成を依頼します。

【② 調査】

姫路市又は市の委託を受けた指定特定相談支援事業者等が、障害支援区分の認定に必要な調査やサービス利用の意向の聴き取りを行います。



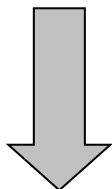
【③ 障害支援区分の判定】

調査結果及び医師意見書の一部項目に基づき、障害支援区分を判定します。（一次判定）

介護給付又は一部の訓練等給付のサービスの利用を希望する場合は、一次判定結果、調査の特記事項、医師の意見書をもとに審査会で審査し、二次判定を行います。

姫路市は審査会の判定結果を基に、障害支援区分の認定を行います。

障害支援区分の認定を行った場合、支給決定通知に併せて、その認定結果を通知します。



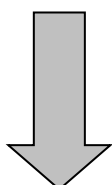
【サービス等利用計画案の提出】

サービス等利用計画案又は児童支援利用計画案を姫路市に提出してください。

【④ 支給の決定】

姫路市は、申請した障害者等の状況やサービス利用の意向、生活環境等の聴き取り調査の結果、障害支援区分の認定、調査内容、利用者の意向、支援の必要度、サービス等利用計画案等を勘案し、サービスの種類、支給量、支給期間、負担上限月額等を決定し、受給者証を交付します。

※受給者証に記載されていないサービスは利用できません。



【サービス等利用計画の交付】

指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画を作成し、申請者に交付します。

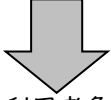
※児童通所支援の場合は、指定障害児相談支援事業者が児童支援利用計画を作成し、申請者に交付します。

【⑤ サービスの利用】

利用者は、受給者証を利用したい事業所等に提示し、契約します。

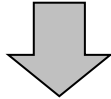
契約は、決定した支給量の範囲内で行う必要があります。契約後、契約書や重要事項説明書等に定められた内容に基づき、サービスを利用することができます。

※事業所が定めるサービス提供対象の障害種別と受給者証に記載されている障害種別が異なる場合は、利用できないことがあります。



【⑥ 利用者負担額の支払い】

利用者は、サービスに係る費用のうち、家計の負担能力等に応じた額（原則1割負担）を、事業所等に支払います。



【⑦ 介護給付費等の支給】

利用者負担額を控除した介護給付費等は、利用者に代わって姫路市が事業所・施設に直接支払います（代理受領）。

【継続サービス利用支援の実施】

指定特定相談支援事業者が、支給の決定の際に決定された期間ごとに、サービス等利用計画の見直しを行います。

※児童通所支援の場合は、指定障害児相談支援事業者が児童支援利用計画の見直しを行います。

障害支援区分

障害支援区分は、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分です。

支援の度合に応じて区分1から区分6まで（区分6の方が支援度が高い）の認定を受けます。

利用を希望するサービスによっては、障害支援区分の認定が必要となります。

障害者の特性を踏まえた判定が行われるよう、調査結果及び医師意見書の一部項目に基づき判定された一次判定結果、調査の特記事項、医師の意見書をもとに審査会で審査し、二次判定を行います。

姫路市は審査会の判定結果を基に、障害支援区分の認定を行います。

支給決定

市の職員等が聴き取り調査を行い、介護給付又は一部の訓練等給付のサービスの利用を希望する場合は審査会での審査を経て、これらを総合的に勘案し、サービスの種別や支給量等の支給決定を行います。

また、決定した内容を記載した受給者証を交付します。

【支給決定にあたり勘案する事項】

- ①障害支援区分又は障害の種類及び程度その他心身の状況
- ②介護を行う者の状況（児童の保護者の状況）
- ③介護給付費等の受給状況 ④児童福祉施設等の利用状況
- ⑤介護保険給付に係る居宅サービスの利用状況
- ⑥保健医療又は福祉サービス等の利用状況
- ⑦障害者・児童又は児童の保護者の利用意向の具体的内容
- ⑧障害者・児童の置かれている環境
- ⑨障害福祉サービス、児童通所支援の提供体制の整備状況

※「サービス等利用計画案」又は「児童支援利用計画案」の内容を勘案します。

支給決定

【支給決定の内容】

- ①障害支援区分及び認定有効期間 ②サービスの種別
- ③支援の内容及び支給量、各種加算 ④支給決定の有効期間
- ⑤負担上限月額及び適用期間 ※家計の負担能力に応じた額（原則1割負担）を負担

サービス等利用計画・児童支援利用計画

「サービス等利用計画」「児童支援利用計画」とは、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切な障害福祉サービス等の組み合わせ等について検討し、作成するものです。

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業者

ご本人・ご家族の状況、サービス利用の意向等に応じた必要なサービスの組み立て等を一緒に考え、サービス等利用計画(案)・児童支援利用計画(案)を作成する相談支援事業者です。

指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の相談支援専門員が、「サービス等利用計画案」又は「児童支援利用計画案」を作成し、市（障害福祉課）に提出します。この計画案の内容が勘案され、支給決定されます。

支給決定後にはサービス担当者会議を開催し、サービス提供事業者等との連絡調整を行い、指定特定相談支援事業者等の相談支援専門員が実際に利用する「サービス等利用計画」又は「児童支援利用計画」を作成し、利用者及びサービス事業者へ交付します。

【アセスメント】

- ・障害者・児童の心身の状況
- ・その置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・現に受けているサービス
- ・サービス利用の意向
- ・支援する上で解決すべき課題
- ・その他

【サービス等利用計画・児童支援利用計画】

- ・生活に対する意向
- ・総合的な援助の方針
- ・生活全般の解決すべき課題
- ・サービスの目的（長期・短期）とその達成時期
- ・サービスの種類・内容・量・日時・利用料
- ・サービス提供の留意事項

○サービス等利用計画（計画相談支援）（ID:1405）

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000001405.html>



○サービス等利用計画（児童支援利用計画）（ID:1377）

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000001377.html>



※このしおりは、令和8年3月現在の情報をもとに作成しています。
内容が改正されることがありますので、ご注意ください。
また、詳しくは、各担当窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先

障害福祉課

管理担当／請求担当 電話 079-221-2454

給付担当 電話 079-221-2305

支援推進担当 電話 079-221-2309

支援相談担当 電話 079-221-2457

共通 F A X 079-221-2374



このしおりのデータは

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000020138.html>
に掲載しています。

※各説明ページ項目の横に記載の「ID:〇〇」につきまして、この「ID:〇〇」を市公式ウェブサイトの検索窓に入力すれば、該当ページの検索がしやすくなりますので、ご活用ください。